

8 答 申 第 1 号
令和8年9月18日

福津市長 福 井 崇 郎 様

福津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 村 英 樹

福津市情報公開条例第16条の2第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年7月21日付8福下第305号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

「福間浄化センター植栽等管理業務に関する①業務委託契約書、②見積書、③②の詳細（令和8年度分）」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

福津市（以下「実施機関」という。）が、令和８年６月１０日付８福下第１４９号で行った部分公開決定は、妥当である。

2 審査請求及び当審査会の経緯

- (１) 審査請求人は、令和８年５月２０日、実施機関に対し、「福間浄化センター植栽等管理業務に関する①業務委託契約書、②見積書、③②の詳細（令和８年度分）」について、情報公開請求を行った。
- (２) 実施機関は、①について「業務委託契約書中に記載された受注者の住所及び代表者印（印影）」及び「見積書中に記載された受注者の所在地及び代表者印（印影）」を福津市情報公開条例（以下「条例」という。）第１０条第１項の個人情報に該当する情報として、また第１１条第１項の法人情報に該当する情報として公開しない部分を除き、部分公開決定を行い、その旨を審査請求人に部分公開決定通知書（令和８年６月１０日付８福下第１４９号）により通知した。
また③については、提出を受けていないものとして「文書不存在」とした。
- (３) 審査請求人は、「見積書の明細は不可欠であり、文書不存在はありえない」とし、「見積書の詳細を「文書不存在」とした部分の取り消し」を求め、令和８年７月１４日付審査請求書（以下「審査請求書」という。）を情報コーナーに提出した。情報コーナーは、記載事項について不備がないか確認した上、審査請求書を受付した。その後、情報コーナーは、主管課である下水道課に送付し、同課は同日付けで審査請求書を受理した。
- (４) 実施機関は、福津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に福津市情報公開審査諮問書（令和８年７月２１日付８福下第３０５号）を送付した。
その諮問書には、情報公開請求書の写し、部分公開決定通知書の写し、審査請求書の写し及び弁明書を添付した。
- (５) 実施期間は、審査請求人に対し、令和８年７月２２日付けで、条例第１６条の２第３項の規定により、審査会に諮問した旨を通知した。
- (６) 審査会事務局は、審査請求人に対し行政不服審査法（以下「法」という。）第２９条第５項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書を送付するとともに、法第３０条第１項の規定により、弁明に対し反論がある場合

には反論書を、法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を、令和8年8月10日までに提出するよう通知した。

- (7) 審査請求人は、令和8年8月7日、審査会に対し弁明書に対する反論書を提出した。
- (8) 審査請求人は、条例第17条の2第1項に基づき、審査会に対し、口頭意見陳述を申し立て、併せて条例第17条の2第3項の規定により補佐人帯同の許可を申請し、審査会事務局はこれを受付した
- (9) 審査会事務局は、審査会会長に口頭意見陳述の申立て及び補佐人申請の可否を諮り了承を得た。
併せて、審査請求人及び実施機関に対し、口頭意見陳述を開催する期日及び場所を指定し、福津市役所において、口頭意見陳述を実施する旨を通知した。
- (10) 審査会は、令和8年9月3日、審査請求人に対し口頭意見陳述の機会を付与した。

3 審査請求の趣旨

③の見積書の詳細（以下「内訳書（明細）」という。）を「文書不存在」とした部分の取り消しを求める。

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

植栽等管理業務における業者の見積書金額は、各事項の金額の積算によるものである。

よって、見積書の明細は不可欠であり、不存在はありえない。

(2) 反論書における主張

ア 見積書の提出について

福津市長（下水道課）は、内訳書（明細）は不存在であると主張するが、弁明内容より、下水道課が金額を空欄にした内訳書（明細）を上西郷区自治会（以下「自治会」という。）に交付し、自治会が作業項目毎の金額を記入し、それを見積書の提出前に同課に提出していることが分かる。よって、内訳書（明細）は不存在ではなく、自治会又は下水道課に存在すると理解する。

下水道課は自治会と事前協議において各作業項目等を確認していると述

べているが、内訳書（明細）不存在の中、各作業項目の金額の妥当性をいかなる方法によって確認したかを示していただきたい。

イ 内訳書（明細）について

近年の異常な物価の高騰及び令和８年度の植栽等管理業務の作業内容、作業量の変化に伴い、各作業項目の単価もほとんど上昇している。そのような環境下、内訳書（明細）無くして見積書の金額の適正性を判断することはできない。

下水道課は、適正な植栽等管理業務の予定価格の設定に、作業内容の全く異なる「福岡県土木工事標準積算基準書及び福岡県土木工事実施設計単価表」を採用している以上、同業務の委託金額の適正性は確認することはできない。よって、自治会の提出した見積書、内訳書（明細）の金額の適正性も判断することができない。

官公庁や民間において業務委託をする場合、見積価格の適正性を確認するため、見積書に添えて見積額の算出明細である内訳書（明細書）の提出は、例外を除き必定である。

ウ 行政文書の不存在について

現在は、行政部門も民間部門も「説明責任（アカウンタビリティ）」が要求される時代であって、証拠となる文書に基づき諸活動（文書主義の原則）が行われている。

福岡浄化センター植栽等管理業務の委託契約においても、文書主義の原則の下、下水道課が仕様書を作成し、自治会に交付し、同自治会がそれに基づき見積書や内訳書（明細）等の文書を作成し、同課に提出済みと考える。内訳書（明細）が存在しないことには次の支障が存在する。

- ①「見積書」の金額の適正性についての検証を行うことができず、貴重な公金の不当支出になりかねない。
- ②住民や議会に対し委託金額の適正性を説明できない。（アカウンタビリティ）
- ③監査請求や情報公開請求、訴訟等があった場合に確認ができない。（証拠の保存）

不存在が事実であるとすれば、福津市長（下水道課）は、同自治会に内訳書（明細）の再提出を要求し、その内容を精査し、内訳書（明細）の金額の適正性を判断する必要があると考える。

5 実施機関（処分庁）の主張

（１）見積書の提出について

福岡浄化センター植栽等管理業務は、同センター建設当時に締結した協定に基づき、毎年度、自治会に委託しているものである。

本市は、委託契約に当たり、担当課職員が自治会と業務内容（作業方法、作業量等）について事前に詳細な打合せ（以下「事前協議」という。）を行い、その結果を踏まえて内訳書を作成している。自治会に見積書を徴収する際には、金額を空欄とした内訳書を交付し、事前協議における各作業項目等を確認の上、見積書の提出を求め、見積額が当初予算の範囲内であることを確認した上で契約を締結している。

（２）「内訳書（明細）」を求めないことについて

当該業務については、前記のとおり同センター建設当初から同一の自治会が毎年受託しており、当該業務内容について十分な経験と知見を有している。また、自治会と事前協議を実施した上で見積書が提出されていることから、市が作成した内訳書と自治会から提出された見積書によって、価格の適正性を確認することが可能であると判断した。このため、令和８年度については、自治会に対し金額を記載した内訳書（明細）までは求めない運用としたものである。

（３）行政文書不存在について

令和８年度の契約に関し、市は自治会から内訳書（明細）の提出を受けていない。本件開示請求を受け、担当課の文書ファイル、決裁文書及び添付書類並びに当該契約に係る電子メールを検索したが、自治会が作成した内訳書（明細）は確認できなかった。

したがって、本件請求に係る内訳書（明細）に該当する行政文書は、本市において取得されておらず、現に保有していないものであり、本件不存在の判断はこれらの事実に基づくものであると弁明する。

6 審査経過

令和８年９月３日 第１回審査会

7 審査会の判断

審査請求人は、内訳書（明細）は自治会が植栽等管理業務の受託を開始した平成２０年から毎年発行されている書類であり、令和７年度までそれは続いていたにもかかわらず、令和８年度は提出を受けていないことはありえない旨を主張している。また、口頭意見陳述においては、自治会担当者が当該業務の詳細な積算をできるはずがなく、過去には、内訳書（明細）を市職員自らが作成

した経緯がある旨を述べ、見積書だけでは見積金額の適正性の判断は不可能である旨を主張している。

一方、実施機関によれば、令和8年度は見積書のみ提出を受けており、内訳書（明細）の添付は無かったが、契約手続き上、必ずしも提出を求めるものではないため、提出の依頼はしなかったとのことである。また、見積金額の適正性についても、実施機関が作成した内訳書により算出した予定価格の範囲内であることをもって確認できる旨を主張している。

このような場合、実際には内訳書（明細）が存在するのに、実施機関が敢えてこれが存在しないとしていることを疑わせる特段の事情のない限り、当該文書については、保有していないものと判断するのが相当である。

審査請求人の主張及び実施機関の説明からは、内訳書（明細）が存在すると疑わせる特段の事情があるとはいえず、実施機関の説明内容に不合理な点はない。よって、内訳書（明細）を保有していないと判断される以上、本件処分が不当であるとはいえない。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中 村 英 樹

委 員 岩 城 和 代

委 員 相 澤 直 子

委 員 後 藤 健 太 郎